

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 無線局の定義及び無線局の限界に関する次の記述のうち、電波法（第2条）及び電波法施行規則（第5条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線局」とは、免許人及び無線設備並びに無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。この受信のみを目的とするものには、中央集中方式、二重通信方式等の方式により通信を行う場合に設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結する受信設備も含まれる。
- 2 「無線局」とは、免許人及び無線設備並びに無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。この受信のみを目的とするものには、中央集中方式、二重通信方式等の方式により通信を行う場合に設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結する受信設備は含まれない。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。この受信のみを目的とするものには、中央集中方式、二重通信方式等の方式により通信を行う場合に設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結する受信設備は含まれない。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。この受信のみを目的とするものには、中央集中方式、二重通信方式等の方式により通信を行う場合に設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結する受信設備も含まれる。

A-2 次の記述のうち、総務大臣がアマチュア無線局の免許を与えないことができる者として、電波法（第5条）に規定されているものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者
- 2 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 4 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

A-3 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条及び第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による①の指定の変更を行わせたときは、 C ことができる。

- | A | B | C |
|-----------------------------|-------------|-----------------|
| 1 電波の型式、周波数、空中線電力 | 混信の除去その他 | その免許を取り消す |
| 2 電波の型式、周波数、空中線電力 | 電波の規整その他公益上 | 臨時に電波の発射の停止を命ずる |
| 3 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力 | 混信の除去その他 | 臨時に電波の発射の停止を命ずる |
| 4 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力 | 電波の規整その他公益上 | その免許を取り消す |

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A 、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、 B 。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 C その免許状を返納しなければならない。

A	B	C
1 廃止したときは	免許は、その効力を失う	10日以内に
2 廃止するときは	その無線設備を撤去しなければならない	10日以内に
3 廃止したときは	その無線設備を撤去しなければならない	1箇月以内に
4 廃止するときは	免許は、その効力を失う	1箇月以内に

A-5 周波数測定装置の備付けに関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備以外のものには、電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 2 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、総務大臣の行う特定無線設備の技術基準適合証明を受けたものでなければ、施設してはならない。
- 3 空中線電力10ワット以下の送信設備には、電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置の備え付けを要しない。
- 4 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

A-6 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差に関する次の記述のうち、無線設備規則（第14条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限10パーセントで下限20パーセントとする。
- 2 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限15パーセントで下限15パーセントとする。
- 3 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限40パーセントとする。
- 4 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセントとする。

A-7 高圧電気（注）に対する安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第23条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、丈夫な絶縁体の内に收容しなければならない。ただし、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、接地された金属しゃへい体の内に收容しなければならない。ただし、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝又は金属しゃへい体の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しゃへい体の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A-8 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び周波数の許容偏差について述べたものである。電波法（第28条）及び電波法施行規則（第2条）並びに無線設備規則（第5条及び別表第1号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 A 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、 B で表す。
- ③ 4MHzを超え29.7MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は C とする。

	A	B	C
1	空中線電力の許容偏差	100万分率	100万分の500
2	高調波の強度	100万分率又はヘルツ	100万分の500
3	空中線電力の許容偏差	100万分率又はヘルツ	100万分の100
4	高調波の強度	100万分率	100万分の100

A-9 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 A、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため B であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ⑤ ①、②、③の(1)又は④の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は C に処する。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所、識別信号	十分なもの	50万円以下の罰金
2	無線設備の設置場所、識別信号	必要最小のもの	100万円以下の罰金
3	識別信号	十分なもの	100万円以下の罰金
4	識別信号	必要最小のもの	50万円以下の罰金

A-10 次の記述は、モールス無線通信の通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第34条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① QSU又はQSW若しくは A 1回
- ② 変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数） 1回
- ③ ?（「 B」を送信したときに限る。） 1回

	A	B
1	QSY	QSU
2	QSY	QSW
3	QRX	QSU
4	QRX	QSW

A-15 AXTUYD 5 S を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第 12 条及び別表第 1 号）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- | | | | | | | | | |
|---|-----|-------|-----|------|-------|------|-------|------|
| 1 | ••— | —•— | — — | •••— | — —•— | —••• | ••••— | ••• |
| 2 | ••— | —•— | — — | •••— | — —•— | —••• | ••••— | •••• |
| 3 | •— | —••— | — | ••— | —•— — | —•• | ••••• | •••• |
| 4 | •— | —•••— | — | ••— | —•— — | —•• | ••••• | ••• |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 無線局がモールス無線通信で自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときにとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第 26 条）の規定に適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち「DE」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 2 その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRZ?」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-17 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第 72 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第 28 条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して A 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第 28 条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その B 。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が電波法第 28 条の総務省令で定めるものに適合しているときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 期間を定めて	職員を無線局に派遣し、当該無線設備を検査させなければならない	直ちに①の停止を解除
2 期間を定めて	無線局に電波を試験的に発射させなければならない	その旨を当該無線局に通知
3 臨時に	無線局に電波を試験的に発射させなければならない	直ちに①の停止を解除
4 臨時に	職員を無線局に派遣し、当該無線設備を検査させなければならない	その旨を当該無線局に通知

A-18 受信設備に対する監督に関する次の記述のうち、電波法（第 82 条）の規定に適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、設備の撤去を命じなければならない。
- 3 受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者は、その障害を除去するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者は、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A-19 アマチュア局の免許人が無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受けた場合の措置に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第39条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかに電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行う点検を受けなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局事項書及び工事設計書の写しの備考の欄に記載しなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局検査結果通知書の備考の欄に記載しなければならない。
- 4 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

A-20 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付について述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線従事者は、 **A** に変更を生じたとき又は免許証を **B** ために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真 **C**
- (3) **A** の変更の事実を証する書類（ **A** に変更を生じたときに限る。）

	A	B	C
1	住所	失った	1枚
2	住所	汚し、破り、若しくは失った	2枚
3	氏名	失った	2枚
4	氏名	汚し、破り、若しくは失った	1枚

A-21 次の記述は、「有害な混信」の定義である。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行业務その他の **A** の運用を **B** し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを **C** し若しくは **B** する混信をいう。

	A	B	C
1	安全業務	妨害	反覆的に中断
2	特別業務	制限	反覆的に中断
3	安全業務	制限	中断
4	特別業務	妨害	中断

A-22 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- 2 送信局は、主管庁が定める周波数の許容偏差に従うよう努力するものとする。
- 3 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 4 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、無線通信規則に従って運用している送信機から混信を受けることがないようなものを採用するものとする。

A-23 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 18,018kHz～18,068kHz
- 2 18,068kHz～18,168kHz
- 3 18,168kHz～18,268kHz
- 4 18,268kHz～18,618kHz

A-24 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、 B に従い、 C を守ることを要する。

A	B	C
1 設置し、又は運用する	その属する国の法令	無線通信の規律
2 管理し、又は保守する	その属する国の法令	電気通信の秘密
3 管理し、又は保守する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	無線通信の規律
4 設置し、又は運用する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	電気通信の秘密

B-1 無線局の免許状の訂正に関する次の記述のうち、無線局免許手続規則（第22条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、氏名に変更を生じたときは、免許状に記載された氏名を訂正し、その写しに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下イ、ウ及びエにおいて同じ。）に届け出るものとする。
- イ 免許人から免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ウ 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- エ 総務大臣又は総合通信局長は、免許人からの免許状の訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- オ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、旧免許状を廃棄しなければならない。

B-2 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と ア の等しい イ を使用して測定した場合に、その回路の電力が ウ 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) エ が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) オ が十分であること。

- | | | | | |
|----------|-----------|------------|---------------------------|--------|
| 1 利得及び能率 | 2 擬似空中線回路 | 3 4ナノワット | 4 内部雑音 | 5 安定度 |
| 6 電氣的常数 | 7 空中線結合回路 | 8 4マイクロワット | 9 総合歪率 <small>ひずみ</small> | 10 了解度 |

B-3 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア PARIS	•---• •- •-• •• •••
イ HELSINKI	•••• • •-•• ••• •• -• -•- ••
ウ DUBLIN	-••• •••- -•••• •-••• •• -•
エ BRIGHTON	-••• •-• •• -•-• •••• - --- -•
オ YAMOUTH	-•--- •- -- ---- •••- - ••••

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-4 無線電話通信の一般的方法に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第19条の2及び第22条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、相手局を呼び出そうとするとき（注）は、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。以下イ、ウ、エ及びオにおいて同じ。
- イ 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を通常の動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- ウ 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、自局の発射しようとする電波の周波数によって1分間聴守しなければならない。
- エ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ呼出しを再開してはならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- オ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

B-5 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- イ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下エ及びオにおいて同じ。）に返納しなければならない。
- ウ 無線従事者は、その免許証を主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかななければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- エ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から1箇月以内に発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- オ 無線従事者が失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

B-6 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が ア 場合においては、人命の救助、災害の救援、 イ のために必要な通信を無線局に ウ ことができる。
- ② 総務大臣は、①に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における エ 必要な措置を講じておかななければならない。
- ③ 総務大臣は、②に規定する措置を講じようとするときは、 オ ことができる。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1 発生した | 2 発生し、又は発生するおそれがある |
| 3 交通通信の確保、財貨の保全又は電気の供給 | 4 交通通信の確保又は秩序の維持 |
| 5 行うよう要請する | 6 行わせる |
| 7 通信計画の作成、通信訓練の実施その他の | 8 無線通信に使用する無線設備の配備等 |
| 9 免許人に対し協力を命ずる | 10 免許人の協力を求める |